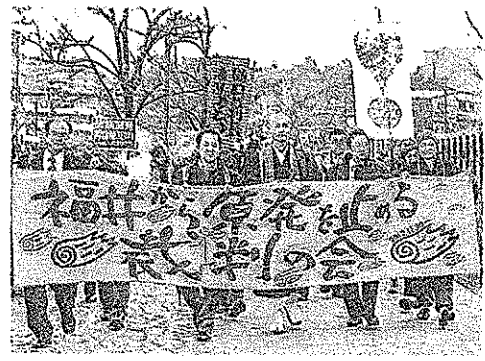


大飯原発差し止め控訴審

審理、6月以降も

関西電力大飯原発3、4号機（おおい町）の再稼働差し止めを求めた訴訟の控



関西電力大飯原発差し止め訴訟の控訴審で、名古屋高裁金沢支部に入る住民ら1130日、金沢市の名古屋高裁金沢支部前で

訴審は三十日、名古屋高裁金沢支部で第六回口頭弁論があり、住民側が関電の策定した基準地震動を批判した。次回は来年二月二十九日。六月以降も審理が続くことも決まった。

住民側は観測記録の不足や誤差を指摘し、関電が八百五十六ガルとする基準地震動を「過小評価」と主張。設計上の安全限界とされる千二百六十ガルを超える地震が襲い、炉心溶融などに至る現実的な危険があると訴えた。関電は書面で「基準地震

動は科学的に検討されている」と反論。住民側が検証のために提出を求めた敷地内の地震動や地殻のデータについても「規制委で評価をもらっているのだからここで出す必要はない」と述べた。

傍聴席から「司法軽視だ」とやじが飛ぶ中、内藤正之裁判長は関電に「示せるのであれば示してほしい」とデータ提出を求め、来年二月に続く期日を六月一日に設定。それ以降に最終弁論の機会を設ける意向を示した。